



宮城県東松島市 令和7年度 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について



地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）とは？

内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）から税額控除する仕組みです。損金算入による軽減効果（寄附額の3割）と合わせて、税額控除（寄附額の**最大6割**）により最大で寄附額の**約9割**が軽減され実質的な企業の負担が約1割まで軽減される制度です。

制度を利用するメリットは？

東松島市の事業に対し、ご寄附をいただくことで**新たなパートナーシップ構築**のきっかけになります。東松島市にご寄附をいただくことで**地方創生**を応援するとともに**SDGs**や**脱炭素社会推進**などへの**社会貢献**をPRいただけます。

寄附の流れ

寄附の相談
(復興政策課まで)

寄附対象事業の決定
寄附申出書の作成

納付書によるお支払い

寄附受領書の受取

東松島市内に本社を有しない企業で、寄附額が10万円以上であることが条件となります。



仮に1,000万円の寄附を行った場合、最大900万円が軽減され実質的な企業負担は100万円になります。



寄附後には感謝状の贈呈や市ホームページへの企業名掲載等の相談をさせていただきます



東松島市まち・ひと・しごと創生推進事業について



総合戦略① 東松島市への移住・定住の流れをつくる

定住化促進事業・・・定住者に対し定住化促進事業補助を行うなど、移住者・定住者を増やす取り組みを行う。

総合戦略② 安定した雇用を創出する

企業誘致推進事業・・・市内に働く場を創出するため、市長のトップセールスを中心に企業誘致を推進する。

総合戦略③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚促進事業・・・市内独身者に出会いの機会を創出する。成婚者に結婚祝金を支給することで、移住定住促進及び少子化対策を推進する。

総合戦略④時代に合った地域をつくり、安全・安心な暮らしを守る

SDGs 未来都市推進事業・・・SDGsの普及啓発を目的にSDGsシンポジウムや1,000人規模のビーチクリーン作戦等を行う。

東日本大震災復興祈念公園運営事業・・・東日本大震災で亡くなった方々への追悼及び鎮魂を祈念するとともに、震災の記憶及び教訓を広く後世に伝える。

上記は寄附活用事業の一例です。ご希望する事業がなければその他の事業を提案いたしますのでご相談ください。

担当：東松島市復興政策部復興政策課企画調整・統計係 0225-82-1111 内線1277

Mail chiso@city.higashimatsushima.miyagi.jp